



困難な問題を抱える女性への支援に関する検討会

富士宮市の女性支援の現状や課題と 女性支援法の見直しに関する意見

女性支援法の見直しに関する意見

富士宮市役所 保健福祉部 福祉総合相談課 田村 岳士

女性相談の現状

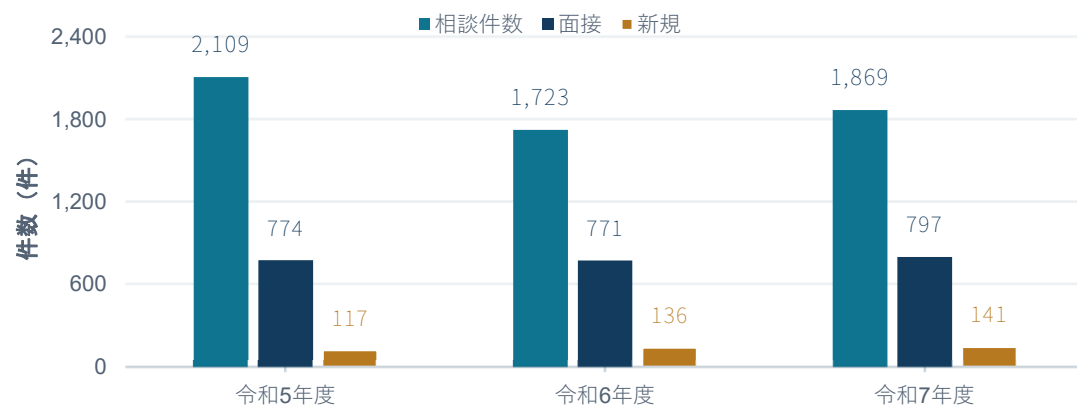
125,124人

人口 (2026.4.1)

31.0%

高齢化率 (2025)

女性相談件数の内訳



相談傾向 | 令和7年度の新規相談は過去最高 (141件)

相談内容の複合化・多様化／問題解決までの長期化の傾向

出典：富士宮市

地域プロフィール

世界文化遺産 富士山

と湧水に育まれた門前町



朝霧高原と富士山



富士山本宮浅間大社



白糸の滝



富士宮やきそば

相談体制 | 福祉総合相談課の役割

生活課題を分野横断で受け止める、2部門の相談・支援体制

福祉相談支援係

職員 **5**人 + 会計年度任用職員 **5**人

- ・ 生活困窮者自立支援・ひきこもり事業
- ・ 重層的支援体制整備事業
- ・ 成年後見制度の中核機関
- ・ 高齢者保護（養護老人ホームの運営など）
- ・ 女性支援事業

保護係

職員 **11**人 + 会計年度任用職員 **2**人

- ・ 生活保護
- ・ 行旅病人・行旅死亡人等への対応

福祉事務所機能を同じ課内に持ち、相談から制度利用までをつなぎます。

ワンストップ相談窓口 女性支援事業があることの強み

平成18年～ 福祉事務所機能と生活保護業務を併せ持ち、組織立ち上げ以来、「断らない相談窓口」とワンストップの相談支援体制を目指してきました。



立ち上げ当初から同課に配置

入口相談から女性相談へ

福祉総合相談課で受けた相談が、女性相談につながることやその後の生活再建にもつながりやすい体制です。

こども担当部署には置かない

女性を取り残さない

単身女性が相談しやすく、こどもの視点による支援と役割分担。女性本人への支援を確実にします。

当事者の女性を中心に

本人の意向に沿った支援を実施



女性支援事業の取組

基本計画に基づき、庁内外の関係機関と協力して実施

01 困難な問題を抱える女性支援調整会議及びDV防止連絡会

平成18年から年1回。今年度から女性支援法の調整会議も併催し、民間支援団体・居住支援法人等も参加。

02 DV・児童虐待の情報共有

要保護児童対策地域協議会に参加し、関係部署・機関で情報を共有。

03 相談窓口の周知

女性相談リーフレット・カードを作成し、必要な人に届くよう配布。

04 DV防止啓発と女性支援法に関する啓発

パープルライトアップ、パネル展示、広報ふじのみやの特集記事により市民へ啓発。

05 DV対策研修

市立病院・保育園を含む市職員、民間、弁護士、裁判所職員を対象に開催。

06 人権教育

全中学生を対象に、デートDV講座を開催。

基本計画の策定方針

対象者・支援内容の大部分が重複するため、2つの法定計画を一体的に運用できる形へ。

平成26年度から
富士宮市配偶者等からの暴力の防
止及び被害者支援基本計画
DV防止等の施策を総合的に推進。



包摂して策定

女性支援法に基づく基本計画

DV防止法に基づく基本計画を内包し、困難な問題を抱える女性
への支援とDV防止・被害者支援を一体的に推進。

女性支援法計画 + DV防止法計画を、一つの基本計画として整理

基本理念

困難な問題を抱える女性を含めたすべての人の人権が尊重され、最適な支援に結び付くと共に、暴力（DV）のない安全・安心に暮らせるまちを目指します。

～その人らしくその人のウェルビーイングの実現を目指します～

策定プロセスで見えた課題

市民意識調査

関心あり6割

認知度は低いが、女性支援法への関心

- 被害者の多くは女性
- 精神的暴力が最多となり、身体的暴力を上回る
- 女性の困り事は「将来についてぼんやりとした不安」が最多
- 経済的問題に加え、社会生活で男性が経済的・地位的に優遇されていると感じる割合が高い

関係機関ヒアリング

18_{庁内} + 6_{外部}

精神的問題を抱える相談者が増加

- 相談する心理的ハードルが高く、気軽に相談できる仕組みづくりが必要。
- 一時保護後のDV被害者等への心理的ケア機関が不足
- 複数機関から同様の現状が聞かれた

ヒアリングを通じ、関係機関と女性の生きづらさを共有

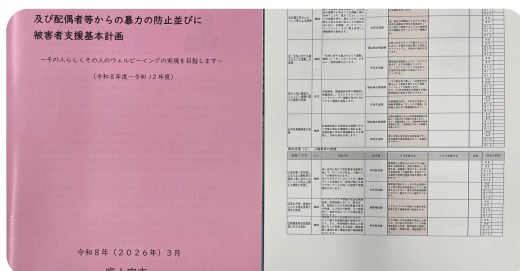
計画を実行につなげる進捗管理

掲げるだけで終わらず、関係機関と進捗を共有し、会議体で継続的に管理。

1

課題・基本目標を掲げる

基本計画に、富士宮市が取り組むべき課題と基本目標を明記。



2

進捗管理表を作成

関係機関とともに、各事業の進捗を確認できる管理表を作成。

3

会議体で進捗管理

困難な問題を抱える女性
支援調整会議及び
DV防止連絡会で進捗管理



確認結果を次の取組・計画改善へ反映し、循環させる



顔の見える連携を支援につなげる

困難な問題を抱える女性支援調整会議及びDV防止連絡会

会議参加を通じた関係構築

基礎講話
(女性支援法・DV等)

業務理解

連携体制の構築

切れ目のない支援

女性支援法、DV等の基礎的な講話を行い、女性支援・女性相談支援員の業務を理解しつなげるために顔の見える連携体制を構築し、切れ目のない支援体制を構築している。

相談者

⇄
伴走支援

女性相談
支援員

庁内関係機関

⇄
情報共有

関係機関

社会福祉協議会

障がい者福祉センター

民間支援機関

→
専門支援

弁護士

裁判所

相談者＋女性相談支援員

必要に応じて同行 →

弁護士・裁判所

会議で築いたつながりを、個別ケースの支援・同行・情報共有へ

① 構成員として登録・参加し、担当者同士が顔見知りになる

② 後に関係機関で個別ケースを検討できる

③ 弁護士相談・裁判所への同行、民間支援機関との情報共有

女性支援法の見直しに期待すること

01

女性支援の地域格差をなくす

女性相談支援員が不在の自治体からの転居では、十分な支援を受けられず、丸投げ状態となる場合があります、当事者に不利益が生じています。

要望

市区レベルで女性相談支援員を必置とし、配置場所を明確にすることでどこでも必要な支援を受けられる体制の整備や、都道府県単位での女性支援員に対する研修体制の整備

02

女性自立支援施設と一時保護施設のダブルスタンダードを解消する

一時保護には至らないが支援が必要なケースでは、通勤・連絡手段など社会とのつながりが必要です。高い秘匿性を求めず、利用を敬遠する人もいます。

要望

サテライト事業や、安全を確保できる民間施設の確保など、選択肢を広げるための枠組みの拡充